

公的研究費の不正防止に関する基本方針(ルールと行動規範)

1. ガイドラインの遵守

公益財団法人日本エステティック研究財団は、厚生労働省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）および「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 27 年 1 月 16 日厚生科学課長決定）を遵守する。

2. 責任の明確化

公的研究費の運営・管理を適正に行うため、以下のとおり責任者を定める。

最高管理責任者： 理事長

《役割》最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

統括管理責任者： 専務理事

《役割》統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

コンプライアンス推進責任者： 事務局長

《役割》コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、

- 1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 2) 不正防止を図るため、部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

3. ルールの明確化

統括管理責任者は、公的研究費に関する社内ルールを定め、公的研究費の運営・管理に関わる全従業員（管理者、研究者、事務担当者）にこれを周知する。

4. 職務権限の明確化

支出、業者選定、雇用等は、課長を窓口とし、課長が研究者から要望等を聴取したうえで業者選定等を行い、専務理事が決裁を行う。

5. 関係者の意識向上

コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理にかかわる研究者及び職員に対して公的研究費の受領・使用にあたってのルールと財団の手続き、不正防止の仕組みを周知するとともに別添様式による誓約書の提出を求める。

6. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実行

コンプライアンス推進責任者は、不正発生となりうる問題点の洗い出しを行い、全体の状況を整理、把握し、統括管理責任者と共に具体的な不正防止計画を策定する。最高管理責任者は、不正防止計画の策定と実行に向け、自ら率先して対応すると同時に、その進捗管理に努める。

7. 研究費の適正な運営・管理

- ・研究費の執行管理は、事務局が行い、予算の執行状況を検証し、研究計画に沿って予算執行がされているかを確認する。
- ・研究者は、支出財源を特定したうえで事務局に発注する。
- ・取引業者との折衝は、事務局で行い、研究者は行わないものとする。
- ・業者に対し、一定の取引実績（回数、金額等）や当社におけるリスク要因・実効性等を考慮した上でコンプライアンス推進責任者が必要と判断した場合は、誓約書等の提出を求める。
- ・発注及び検収は、事務局で行う。研究者の発注は認めない。
- ・研究費による出張は、本財団旅費規程によるものとし、目的や用務内容を事務局に報告することとする。
- ・非常勤雇用者は、事務局で採用、出退勤管理など勤務状況確認を行う。

8. 情報伝達を確保する体制の確率

公的研究費の使用に関するルール等の相談窓口及び通報(告発)窓口は、統括管理責任者が行う。

9. 適正なモニタリングの実施

統括管理責任者は、毎事業年度終了後、すべての公的研究費について物品購入に伴う発注、検収及び謝金、旅費の支払いに関する帳票類の監査、機器備品の現物実査等を行う。

10. 通報に関する措置

- ・統括管理責任者は、不正行為に関する通報を受けた場合は、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。
- ・通報に関する取扱いについては、公益通報者保護法(平成16年6月18日法律第122号)及び関係法令の定めるところによる。
- ・不正行為に関する通報を受けた場合は、通報の受付から30日以内に、最高管理責任者及び統括管理責任者が、通報内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関にすみやかに報告する。

(調査の実施)

- ・調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査を実施する。調査においては以下の項目を含むものとする。
 - ①不正の有無及び不正の内容
 - ②関与した者及びその関与の程度
 - ③不正使用の相当額
- ・不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から当社に属さない第三者(弁護士、公認会計士等)を含む調査委員会を設置する。第三者の調査委員は、当財団及び通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。この第三者の調査委員は、最高管理責任者が選定、依頼する。
- ・調査が必要と判断された場合は、最高管理責任者は、必要に応じて被通報者等の調査対象者に対し、調査対象制度の競争的資金の使用停止を命ずることができる。
- ・調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。
- ・当財団は、調査の実施に際して、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。
- ・通報等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。また、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- ・調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに不正を認定し、配分機関に報告する。
- ・配分機関からの要望があった場合は、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。
- ・当財団及び役職員は、調査に協力を依頼された場合は、調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除き、調査に協力しなければならず、当該事案に係る資料の提出又は関

覧、現地調査に応じなければならない。

(不正に対する処分)

- ・不正が認定された場合は、最高管理責任者は、不正の背景、動機等を総合的に判断し、その悪質性に応じて不正に関与した者及びその管理監督に適正を欠いた者に対する処分を決定する。
- ・最高管理責任者は、不正使用と判定された競争的資金等の一部又は全部について、資金配分機関に返還したときは、不正に関与した者に対して求償することができる。
- ・不正行為が、私的流用など悪質性が高いと判断される場合は、最高管理責任者は、不正に関与した者等に対して刑事告発や民事訴訟を起こすことができるものとする。
- ・不正行為に関与した取引業者に対しては、不正に支出された当該競争的資金の返還を求めるとともに、不正への関与の度合いを勘案し、それに応じて一定期間の取引停止処分とする。

(調査結果の公表)

- ・当財団は、調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名、所属などを非公表とすることができる。
- ・再発防止の観点から、不正の調査結果は処分内容も含めて当財団内の構成員に周知する。

1 1. 通報窓口

公益財団法人日本エステティック研究財団事務局 専務理事
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-23-10 南和ビル 4 階
TEL03-3501-5721 FAX03-3501-6982

1 2. 行動規範

役職員は次の行動規範にもとづき競争的資金等の適正な運営・管理を行う。

・競争的資金

主たる原資が国民の税金であることを念頭に、高い倫理意識をもって、国民の期待と信頼に応えるべく予算を執行する。

・コンプライアンス

関係法令及び関係規則等を常に遵守し、談合や癒着などの不正な取引を排し、適正に予算を執行・管理する。

・説明責任

最も効果的・効率的な方法で事業を遂行するため、仕様・要求を明確化し、透明性を確保し、予算執行に関する説明責任を果たす。

